

支給対象者と支給金額等

1 支給対象者

- 本年7月1日現在に国公立の高等学校等に在学している高校生等の保護者等のうち、長野県内に住所を有する生活保護受給世帯又は、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である者
- ※就学支援金及び学び直し支援金の受給資格を有している高校生等が対象ですが、児童福祉施設に入所している場合は除きます。

2 支給対象者に係る留意事項

- (1) 保護者等のうち一方が長野県外に住所を有している場合は、高校生等と生計を同じくしている保護者等（原則として、高校生等と同居している保護者等）が長野県内に住所を有している場合に支給の対象となります。なお、高校生等が保護者等の双方と同居していない場合は、高校生等の生計についてより多く負担している保護者等が長野県内に住所を有している場合に支給の対象となります。
- (2) 保護者等が単身赴任等をしている場合は、保護者等が長野県を生活の本拠地としている場合に支給の対象となります。ただし、保護者等の一方又は双方が、賦課期日（令和5年1月1日）に海外赴任等で長野県内に住所を有しておらず、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、支給の対象とはなりません。

3 支給金額

- (1) 生活保護受給世帯（生活保護法第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯）
- ・ 全日制・定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等：1人当たり年額32,300円
- (2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯
- ・ 通信制の高等学校等に通う高校生等：1人当たり年額50,500円
 - ・ 通信制以外の高等学校等に通う高校生等：1人当たり年額117,100円
 - ・ 2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等：1人当たり年額143,700円
 - ・ 他に15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、通信制以外の高等学校等に通う高校生等：1人当たり年額143,700円
- ※ 通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合
- ・ 通信制の高等学校等に通う高校生等：全員1人当たり年額50,500円
 - ・ 通信制以外の高等学校等に通う高校生等：全員1人当たり年額143,700円

4 支給回数

- 1人の高校生等につき年1回、通算3回（ただし、定時制及び通信制の高等学校に通う高校生等は通算4回）を上限とします。